



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則	（ 〃 ）	7
市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	（ 〃 ）	7

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

島根県教育委員会規則第15号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「第2項の規定により採用」の次に「（以下「再任用」という。）」を、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）を」の次に「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）にあってはその額に条例第22条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間勤務に係る算出率」という。）を」を加える。

第26条の3第2項第1号中「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を」の次に「、任期付短時間勤務教育職員にあってはその額に任期付短時間勤務に係る算出率を」を加える。

第26条の4第2項第2号中「第19条第4項」を「第18条第4項」に改める。

第28条の3第1号中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第28条の6中「該当する教職員」の次に「（再任用された教職員を除く。）」を加える。

第29条の9第2項中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）第3条第4項」を「、職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）第3条第4項又は任期付職員条例第10条第3項」に改める。

第29条の12の9第1号中「県教育委員会が認める者」の次に「（次号において「通勤困難者」という。）」を、「負担すること」の次に「（次号において「特急等利用」という。）」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 再任用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日における採用に限る。第31条の6第2項第7号において同じ。）された教職員のうち、条例第18条第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び県教育委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、通勤困難者に限る。）

第31条の4第3項第5号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第6号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第7号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第8号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第9号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第10号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第11号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(12) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(13) 2,500キロメートル以上 58,000円

第31条の6第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 再任用に伴い、住居を移転し、第31条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員であって、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する学校に通勤することが第31条の3

に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員

第32条の6第2項第1号イ中「並びに」を「、」に改め、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の次に「並びに任期付職員条例第4条の規定により採用された任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加え、同項第2号中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第37条第4項中「第4項」を「第5項」に改める。

第37条の2第1項中「第19条の7第2項」を「第19条の7第3項第1号」に改め、同項第2号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)」を「任期付職員条例」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条第2項中「第19条の7第2項ただし書」を「第19条の7第3項第1号」に改め、同条第3項を削る。

第37条の2の次に次の2条を加える。

第37条の2の2 条例第19条の7第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理職員の占める職に係る第26条の3第1項の表の区分欄に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 3種 4,000円
- (2) 4種及び5種 3,000円
- (3) 6種 2,000円

2 条例第19条の7第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第37条の2の3 管理職員特別勤務手当は、第34条第3項及び第5項に規定する時間外勤務手当等の支給方法に準じて支給する。

第38条中「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を」の次に「、任期付短時間勤務教育職員にあってはその額に任期付短時間勤務に係る算出率を」を加える。

第38条の3第1項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第39条中「第20条の2第2項」を「第20条の2」に改め、「第22条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を」の次に「、任期付短時間勤務職員にあっては条例第22条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を」を加え、同条第1号及び第2号中「あたる」を「当たる」に改める。

別表第7の2アの表中

50	49
51	50
52	50
53	51
53	51
54	52
54	52
55	53
55	54
56	55

を に、

「 21 「 20

21	を	20	に、
21		21	
22		21	
22		21	
22		21	
23		21	
23		22	
24		22	
24		22	
25		22	
25		22	
26		23	
26		23	
27		23	

133		91	74	
134		91	74	
135		92	74	
136		92	75	
137		93	75	
138		93	75	
139		94	75	
140		94	75	
141		95	76	
142		95	76	
143		96	76	
144		96	76	
145		97	76	
146		97	77	
147		98	77	
148		98	77	
149		99	77	

133		90	74	
134		90	74	
135		91	74	
136		91	74	
137		91	74	
138		91	74	
139		92	74	
140		92	74	
141		92	74	
142		92	74	
143		93	74	
144		93	74	
145		93	74	
146		93	74	
147		94	74	
148		94	74	
149		94	74	
150		94	74	
151		95	75	
152		95	75	
153		95	75	
154		96	75	
155		96	75	
156		96	76	
157		97	76	

別表第7の2イの表中

33	34
34	35
34	36
35	37
35	37
36	38
36	38
37	39
38	39
39	40
40	40
41	41
41	41
41	42
42	42
42	43
42	43
43	44
43	44
43	45
44	45
44	46
44	46
45	47
45	47
46	48
46	48
47	49

を に改める。

別表第7の2ウの表中

33	34		
34	34		
34	35	69	68
34	35	69	68
35	36	69	69
35	36	70	69
35	37	70	69
36	38	70	69
36	39	71	69
36	40	71	70
37	41	71	70

を に、 を に改める。

37	41	72	70
38	42	73	71
38	42	74	72
39	43	75	73
39	43	76	74
40	44	77	75
40	44		
41	45		

別表第9の3中「8,400円」を「8,385円」に、「11,000円」を「10,981円」に、「11,300円」を「11,280円」に、「11,800円」を「11,779円」に、「12,700円」を「12,678円」に改め、同表の備考を削る。

別表第9の5中「浜田市立石見小学校」を「浜田市立石見小学校」に、「同 湖東中学校」を「同 湖東中学校」に改める。
 「同 国府小学校」を「同 湖北中学校」に改める。

別表第10の2中「出雲市立鶴鷺小学校」を削る。

7,300	7,300
	7,300
	7,300
	7,300
	7,300
	7,300
	7,300
	7,300
	7,300

149	7,100			
-----	-------	--	--	--

149	7,100			
150	7,100			
151	7,100			
152	7,100			
153	7,100			
154	7,100			
155	7,100			
156	7,100			
157	7,100			

に改める。

別表第12中「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

2 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第53号）附則第10項の規定により読み替えられた市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第18条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額は、26,000円とする。

(経過措置)

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第26条の4第2項第2号の規定は適用せず、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第26条の4第2項第2号の規定は、なおその効力を有する。

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

島根県教育委員会規則第16号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

島根県教育委員会規則第17号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第53号。以下「改正条例」という。）附則第5項から第8項までの規定による給料の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市町村立条例 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）をいう。

(2) 改正前の市町村立条例 改正条例第2条の規定による改正前の市町村立条例をいう。

(3) 市町村立規則 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）をいう。

(4) 切替日 平成27年4月1日をいう。

- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない市町村立規則別表第6、別表第6の2及び別表第6の3に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 降格 教職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (7) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第6条、第7条若しくは第12条又は県立高等学校等の教職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第7条、第8条若しくは第12条に規定する休暇の承認を受けていた期間
 - カ 職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条の規定又は市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）第3条の規定により休職にされていた期間
 - キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ク 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間
 - ケ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をしていた期間
 - コ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業の許可を受けていた期間
- (8) 復職時調整 市町村立規則第20条の4、育児休業法第8条、公益的法人等派遣条例第6条、自己啓発等休業条例第10条又は配偶者同行休業条例第10条の規定による号給の調整をいう。
- (9) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
- (10) 再任用教職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員について行う市町村立条例第22条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (11) 特定教職員 市町村立条例附則第9項本文の適用を受ける特定教職員をいう。
- (12) 人事交流等教職員 切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者（市町村立規則第13条の適用を受ける者を除く。）、教職員の行う職務と同種の職務に従事していた者その他教育委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける教職員となった者をいう。

（改正条例附則第5項及び第6項の教育委員会規則で定める教職員）

第3条 改正条例附則第5項及び第6項の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした教職員
- (2) 切替日以降に降格をした教職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある教職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した教職員
- (5) 切替日以降に再任用教職員異動をした教職員
- (6) 切替日以降に教育委員会の承認を得てその号給を決定された教職員（教育委員会の定めるこれに準ずる教職員を含む。）

(改正条例附則第7項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった教職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった教職員（次項において「複数事由該当教職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定教職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額に相当する額）

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額に相当する額）と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額）との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額に相当する額）

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている教職員 改正前の市町村立条例別表第1の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、市町村立条例第22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した教職員（アに掲げる教職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用教職員異動をした場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用教職員異動後において常時勤務を要する職を占める教職員 改正前の市町村立条例別表第1の給料表の再任用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イ及び次条第1項第5号において「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用教職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教職員 切替前の再任用給料月額に、市町村立条例第22条第3項の規定により定められたその者の当該再任用教職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 教育委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は教育委員会の定めるこれに準ずる場合 教育委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、複数事由該当教職員であつて、その者の受ける給料月額（特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額）が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定教職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当する

こととなった教職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった教職員（次項において「複数事由該当教職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教職員であった教職員（切替日の前日において特定教職員であった教職員を除く。）にあっては、その額を市町村立条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教職員であった教職員（切替日の前日において特定教職員であった教職員を除く。）にあっては、その額を市町村立条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教職員であった教職員にあっては、その額を市町村立条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額（平成30年3月31日に特定教職員であった教職員にあっては、その額を市町村立条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額）との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教職員であった教職員（切替日の前日において特定教職員であった教職員を除く。）にあっては、その額を市町村立条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている教職員 改正前の市町村立条例別表第1の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（平成30年3月31日に特定教職員であった教職員にあっては、その額を市町村立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た額。イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、市町村立条例第22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した教職員（アに掲げる教職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用教職員異動をした場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用教職員異動後において常時勤務を要する職を占める教職員 切替前の再任用給料月額

イ 当該再任用教職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教職員 切替前の再任用給料月額に、市町村立条例第22条第3項の規定により定められたその者の当該再任用教職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 教育委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は教育委員会の定めるこれに準ずる場合 教育委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、複数事由該当教職員であって、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第8項の規定による給料の支給）

第6条 人事交流等教職員（当該人事交流等教職員となった日以降に第4条第1項各号又は第5条第1項各号に掲げる場

合に該当することとなった教職員を除く。次項において同じ。) であって、その者の受ける給料月額(特定教職員にあつては、市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額)がその者が切替日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(特定教職員にあつては市町村立条例第5条第1項の規定により定められる額に相当する額、教育委員会の定める教職員にあつては教育委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等教職員となる前に給料表の適用を受ける教職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正条例附則第5項から第8項までの規定による給料を支給される教職員でなくなった者を除く。)には、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額(特定教職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等教職員であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(平成30年3月31日に特定教職員であつた教職員(切替日の前日において特定教職員であつた教職員を除く。))にあつてはその額を市町村立条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額、教育委員会の定める教職員にあつては教育委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等教職員となる前に給料表の適用を受ける教職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正条例附則第5項から第8項までの規定による給料を支給される教職員でなくなった者を除く。)には、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 人事交流等教職員であつて、当該人事交流等教職員となった日以降に第4条第1項各号又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等教職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前2条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第7項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 改正条例附則第5項から第8項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。